

質問第三号

国連安全保障理事会決議六七八における武力行使の対象に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三年八月五日

翫 正 敏

参議院議長 土屋 義 彦 殿

国連安全保障理事会決議六七八における武力行使の対象に関する質問主意書

政府は、私が第一二〇回国会で提出した「国連安全保障理事会決議六七八の効力に関する質問」に対する答弁書（九一年三月八日）において、同決議に基づく武力行使の対象が「クウェイト領域内に限定されるものではなく、イラク領域内での武力の行使も排除されていない」としている。しかるに朝鮮戦争に際して国連軍は、国連総会決議三七六（V）可決後に三八度線を突破したという歴史的事実がある。同決議を前例とするなら、国境線を越えた地上軍の進撃については何らかの決議による明示が必要と解されるべきである。この点につき政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。